観光第 380 号 令和 2 (2020) 年 12 月 16 日

各市町観光行政主管課長 - 様 各観光協会長

栃木県産業労働観光部観光交流課長

「とちぎに泊まろうキャンペーン (とちぎの特産品プレゼント事業)」の宿泊対象期間 の変更について (通知)

本県の観光行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県では、国の Go To トラベル事業に呼応し、県内の宿泊施設の宿泊者へ本県特産品プレゼントを行う「とちぎに泊まろうキャンペーン (とちぎの特産品プレゼント事業)」を実施しているところですが、このたび、Go To トラベル事業が全国一時停止されることを受け、特産品プレゼント事業の取扱いを次のとおりとします。

つきましては、貴管内宿泊事業者様及び観光関連事業者様宛て情報提供くださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更の概要

Go To トラベル事業の一時停止期間に合わせ、とちぎの特産品プレゼント事業も宿泊対象期間から除外する。

【Go To トラベル事業の一時停止期間 (除外期間)】

令和2 (2020) 年12月28日(月)から令和3 (2021)年1月11日(月・祝)まで

(参考)「とちぎの特産品プレゼント事業」の現在の宿泊対象期間は、令和2年7月22日から令和3年1月20日までです。

2 問合せ先

とちぎに泊まろうキャンペーン事務局(株式会社ジェイアール東日本企画内)

電 話:0120-913-448

受付時間:平日10:00~17:00 (年末年始を除く。)

※とちぎに泊まろうキャンペーン特設サイト

https://tpromotion.net/tochiginitomarou/(外部サイトへリンク)

観光プロモーション班特産振興チーム

担当:桑野·加藤

TEL 028-623-3307

FAX 028-623-3306

Mail tochimarushop@pref.tochigi.lg.jp